



經濟俱樂部講演會

特279

387

特279-387



*76W10995 *

徳川幕府の徳政令

(借金棒引令)と其影響

中瀬勝太郎

-50-

昭和九年四月六日發行



始



徳川幕府の徳政令

(借金棒引令)と其影響

中瀬勝太郎



76W10995



經濟俱樂部講演第五十輯 目次

徳川幕府の徳政令(借金棒引令)と其影響

中瀬勝太郎

一、徳政令の沿革	一
我國最初の徳政令	一
鎌倉時代の徳政令	一
室町時代の徳政令	二
織田信長の徳政令	三
徳川幕府の徳政令	四
二、吉宗時代の訴訟不受理の法 吉宗の儉約	五九

目 次

俸祿の不渡	一一〇
産業の抑壓	一一一
食事の制限	一一二
百姓の保護	一一三
幕府財政の危機	一一四
米價の極端な下落	一一五
訴訟不受理の發令	一一六
金融の杜絶	一一七
旗本御家人株の賣買	一一八
三、松平越中守定信の棄捐	一一九
地味な政治家	一一一〇
田沼一派の罷免	一一一
財政 雜	一一二
買締賣合みの禁止	一一三
嚴重な儉約令	一一四
風俗の矯正	一一五
棄捐令の發布	一一六
札差の損害	一一七
對談方の起源	一一八
越中守の世評	一一九
越中守の功績	一二〇
越中守の引退	一二一
訴訟不受理の法	一二二
貧富平等に關する當時の意見	一二三
四、水野越前守忠邦の相對濟法	一二四

目 次

四

越前守老中就任	四〇
林肥後守一派の放逐	四一
越前守の大老格昇進	四一
越前守の意見書	四二
奢侈の禁止	四三
市川海老藏の召捕	四六
自由競争の奨励	四七
旗本に低利資金の貸付	四八
絹衣装の禁止	四九
半高棄捐の發表	五一
相對済しの法の發布	五二
越前守の賞賜	五三
越前守の失脚	五四
越前守の失脚	五四
無利足年賦令の發布	五七
訴訟不受理の發令	五六
幕府の赤字	五六
越前守の再起	六一
越前守失脚の原因	六三
五、結論	七八

徳川幕府の徳政令(借金棒引令)と其影響

明治大學教授 中瀬勝太郎

一、徳政令の沿革

徳政令と云ふ事は所謂仁政の事でありまして、課役田租を免じ、賣買・質入、金銀貸借關係の権利義務一切の進行を一部又は全部を停止或は破棄する事で、當時の天子、將軍又は藩主の手により、主として武士階級の擁護の爲めに行はれた、貧富の不均衡を防止せんとする目的を有したものであります。

我國最初の徳政令

而して此徳政令が始めて歴史に傳へられましたのは、今より一千一百四十二年前天武天皇の朱鳥

元年七月の事でありまして、當時の記録によりますと『天下の百姓貧乏なるに由て、稻及貨財を借りて居る者は前年の十二月三十日までの分は、公私を問はず皆な之れを免除す』と云ふ詔勅が發布せられて、一切の債権債務の棒引が行はれましたのが初まりであります。

其後奈良朝時代に入つても、此精神に基き屢々之れを行はせられたのでありました、然るに平安朝に至りましても、恒武天皇の御德政を始めとし、殆んど歴代の天皇が行はせられて居るのであります。乍併此當時の徳政令は主として、朝廷が御取立になる租稅徵收を免除されるものが多かつた様であります。

鎌倉時代の徳政令

鎌倉時代となりますや、北條泰時が寛喜二年六月十六日美濃に大降雪がありましたのを見て、之れは天意が人を戒むるものであるとして、徳政を行ひましたが其後、經時、長時、時宗執權の時にも行はれたのでありました。

然るに永仁五年三月執權貞時の時に至り行ひました徳政は、所謂關東御主法と稱しまして『天下

の徳政を行はる、是徳政の始まり也、既に沾却の田畠質物悉く本主に歸る』とありますて、當時の地頭御家人の所領で賣買質入し、他の御家人の所有に歸し既に二十年を経過して居るものは致し方がないけれども、其他の町人百姓の手に亘り居るものは、其年限の如何に拘らず、之れを取り戻して舊所有主の有に歸せしめると云ふ暴政で、此結果は一般金錢貸借にも同様の棒引を行つて、何人も文句の言へないものでありますたが、之れは主として武士階級の救濟にあつたのであります、百姓町人も亦此主法に均霑したものであつた事は勿論であります。

室町時代の徳政令

斯くして之れと略ぼ同様の徳政は、足利時代即ち室町時代となりましては益々甚だしく行はれ八代將軍義政の時代には十三回も行つたとの事であります。而して此當時の徳政令の多くは其地域亦は種類を限つて行はれた事が多かつた様であります。特に此時に於ける徳政令の發布は窮民の蜂起により、幕府に徳政令の發布を強要をしたことが多く、然かも其相手方は其當時に於て最も分限者であつた、土倉又は酒屋に對する債務棒引の要求が大多數であつた様であります、

微力な幕府は之れを弾壓する事が出来ず何時も其要求を容れて居つた様であります。

茲で一寸申上げて置きたいのは當時の土倉と謂ふのは質屋の事であります、一般市民の唯一の金融機關で、常に富者階級に屬して居つたものであります、又酒屋も多くは金融を兼業とし、同じく富者階級であります爲め、之等暴民の爲めには常にねらわれの的になつて居つたのでありましたが、斯くの如き目的の爲めに蜂起する一揆を普通土民一揆と申して居りました。

右の様な有様でありますから、遂には一般富者も土倉又は酒屋を業とするものがなくなつて終つたのであります。乍併斯くては當時の唯一の金融機關であり又無味乾燥な、何物の樂むべきものゝなかつた時代にあります。酒は唯一の娛樂飲料であります爲め、幕府に於ても斯くてはならぬと、種々の便宜と保護を與へ之れを獎勵して居た様であります。

織田信長の徳政令

超へて織田信長の時代にも、一度其事がありましたが、夫れは極く一部を限つて行ひましたものであります。即ち天正三年四月信長は桶狭間の一戦に、東海の強豪今川義元を打ち取り其

勢に乘じ、京洛の地に馳せ上り、一天萬乗の君の御震襟を安め奉らんと種々の政策を實行したのでありましたが、其内に禁裡の御領地及び從來公卿衆の所領が應仁以來の戰亂で、今は全く他人の所有に歸し、甚だしき窮迫の状態にありましたのを徳政令を布き、從來禁裡及朝臣方の御本領でありますものは、現在何者の所有に歸して居つても、盡く無償で取戻し得る命令を發し、更に天正六年七月には特殊商工業に從事し居る豪商の横暴を抑ゆる目的で、一切の貸借關係を破棄せしめたのであります。

徳川幕府の徳政令

斯くの如く古き時代に於ける徳政は、何れも殆んど完全な借金棒引令であります、徳川時代に入つて行はれました徳政令は、此制度とは稍や趣を異にし、其名も棄捐、相對濟し、又は支拂猶豫と稱しまして、一部には棒引のものもありましたが、又一部には訴訟不受理により相對濟しと云ふ様な消極的干渉によつて、借金の支拂ひを爲さないものに對して、何等の制裁を加へなかつたり又はモラトリウムの組織で、其支拂期限を隨意に延期したものがありました。

而して此當時の本制度も亦、主として鎌倉時代や室町時代と同様、旗本御家人の窮乏救済が主なる目的であつた事は勿論であります。

而して此棄捐と云ふ言葉は、上より云ふ場合の徳政の事でありまして、一般に徳政令と云ふのは下々のものが此仁政を稱して謂つた言葉であります。何れも同一意義を有して居るものであります。此棄捐の内にも幕府の有して居ります債権を棒引にしてやつたものと、一般人が他の一般人に對して有して居る債権を帳消しにせしめたものとの二種がありました。

抑も徳川幕府に於て始めて徳政令が布かれましたのは、二代將軍秀忠の元和八年八月廿五日京都に限つて行はれましたもので、元和五年以前に屬す貸借に關する一切の訴訟は之れを申出づべからずと觸出し、債権債務に關する裁定をせない事にしたのが、本令を發布するに至りました最初のものであります。

夫れから後は暫く絶へて居りましたが、五代將軍綱吉の貞享一年に至りまして、金銀の貸借に關する訴訟を受理せざるを以て、自今は各自相對にて決済すべき旨を命じ、事實上の借金不拂を承認したのでありました、次て元祿十五年八月にも同様の御布令を發して居るのであります。

然るに七代將軍家綱の正徳二年十二月には家屋敷の質入、普請代金の不拂、及知行米を擔保として借入居るにも不拘、未だ其米を引渡さないものに對する訴訟は、元來双方御互の契約により成立したものであるから、幕府に於て其争ひを受付け審理をなすべき筋合のものでないから、今後は相對により解決すべきものであるとして、訴訟不受理の命令を發して居るのであります。

更らに吉宗の享保四年十一月にも同様の御布令を發したのですが、此御布令は同十四年十二月に至りまして弊害ありとして廢止して居るのであります。

次て九代將軍家重の延享三年二月にも、其年より四年以前の金銀の貸借に關する訴訟は受理しない事にし、十一代將軍家齊の寛政九年にも十二代家慶の天保十四年六月にも同様の御布令を發して居るのであります。

以上は何れも、幕府が權力を以て主として旗本御家人の救済を目的として、之れに一般窮民を加へ、其債権債務の棒引を事實上に行はせたものであります。如何に確實な證文を握つて居つても、之れを訴へ出し幕府の力によつて保護してもらへない事となり、全く空證文になつたのでありましたから、富者階級に屬するものゝ恐慌は察するに餘りある状態であります。

次に徳政令中の眞の徳政令であると云つてよいと思ひますものは幕府が震火災又は連年の飢饉續きの爲め、諸大名旗本御家人等に對してなしました。貸與米金或は百姓に對する夫食米、種貸として貸與したもの并に租稅の取立未済のものに對し、減免又は延期をした事であります、此事も數度に亘つて行はれて居るのであります。これは恰も去る大正十二年度の關東に於ける大震火災及昭和二年度の財界大恐慌時に於て非常特別令として發布せられたモラトリウムと同様のものでありましたが、此場合に於ける徳政令は單なるモラトリウムの場合もありましたが、全く棄捐したものも少なくありませんでした。

斯くの如く徳川時代に於ける所謂徳政令の發布は、前後拾數回に亘り色々な形式により行はれたものでありますたが、特に其影響の甚大であつたと見て居りますものは、何んと云つても、八代將軍吉宗時代の訴訟不受理と、十一代將軍家齊時代に例の樂翁公松平越中守の行つた棄捐と、十二代家慶當時に水野越前守の凋落時代に行つた訴訟不受理が、最も大きな波紋を當時の社會に與へて居る様に思ふものでありますから、此三ツについて些か申上げて見たいと思ひます。

二、吉宗時代の訴訟不受理の法

八代將軍吉宗は御承知の通り紀州家より入つて宗家を襲ぎ、所謂徳川中興の祖たる地位を築き上げた人であります、此人が將軍となつたのは、享保元年五月一日の事で、三十三才の時であります。

吉宗の憲約

茲に於て吉宗は五代綱吉以來紊亂の極にありました、財政の立直しにつき非常な苦心を致しました結果、率先自ら其範を垂るゝに如かずと致しまして、先づ綱吉以來大奥にあつて抜く可らざる地盤を持ち、常に城の内外を問はず其魔手を伸ばし、幕府の政治にまで容喙して居つた、大奥の女官等五拾餘人を逐放しますと共に、自らの食事は一汁三菜と定め、衣類は木綿物とし、且つ大名旗本町人の祝儀不祝儀の遣ひ物、御馳走に至りますまで、制限を施し、且つ萬石以上の大名等が常に老中を招待して盛大な宴會を開く從來の慣例を嚴禁し、其他種々の方法を講じて、財政の

挽回を策したのでありました。乍併何分にも元祿以來永き期間に亘り疲弊し切つた財政はそんな事では容易に癒べくもありませんでした、處へ享保三年には、關東に大暴風雨水害等がありまして、米作は皆無となり、あまつさへ江戸城中を始め所々の破損夥敷く、且つ享保五、六年と引續き、府内に大火災起り、上野其他の靈廟は何れも火災にかかり、其復舊には巨額の費用を要するものが次より次に起りました爲め、左なきだに窮乏のどん底にありました、幕府財政は今や全く支ふるに由なき有様となつたのでありました。

俸祿の不渡り

茲に於てか享保七年五月廿八日には斯んな御布令を出して居るのであります。

一惣じて近年諸國風水害の損毛相次ぎ、御藏納方不足に有之候に付、諸旗本御家人御給米渡方井に諸商人之御拂方まで遲滞の由、達御聽……夫故當春借米の儀も未だに不残は不相渡候、依之段段跡引けに相成、當夏御借米も早速渡候、手當難成程の事に候、右之通りの儀に候得ば當冬御切米度方必定可致不足候……大身小身の面々自らの勝手之儀萬事相減候様覺悟専要

に候條

右爲心得被仰出候

此布令は吉宗が將軍として就任後七年を経た時の事で、尙ほ其財政はどうする事も出来ず、知行所を持たない旗本御家人等に對する給米は前記の通り、春夏冬とも三分の一も支給されて居らなかつたので、彼等は藏宿から少し宛の米金を借り、其日を過ぎて居つた様で、當時有名な室鳩巣の弟子で木下平三郎(彼は百俵取りの儒者)(寅亮)は曰く「當春三十三俵可有之處十一俵ならでは相渡不申るも、先生には(鳩巣の事)夫れまでも請取り居られざる由」と申して居る位で、府庫の窮乏は全く察するに餘りある有様であります、従つて此間には隨分思ひ切つた儉約をしたり、財政立直の方法に努めて居るのであります、然かも尙ほ此時分に至るも其財政は、何等回復の曙光さへ見出す事が出來なかつたのでありました。

其爲め下級旗本御家人の窮乏悲觀はどん底にあつたものゝ如くで、享保七年の俸祿米不渡りを託つた狂歌の一節を見ましても、其當時の事情を彷彿せしむるものがあります。

春過ぎて夏まで取らぬ御借米質を取てあたまかく山

諸共にあはれと思へ質屋との御身より外に知る人もなし
千早ふる神代も聞かず春かしの夏まで取らで只勤とは

淋さに隣へ行きて嘔せしに何處も同じ春貸しの沙汰

従つて其間には隨分物笑ひの種となる様な、滑稽な御布令が後から後からと出て、世間からは三日法度と云つて馬鹿にされた程、愚にも付かない御布令を出して、極度の儉約をなさしめんとしたのでありました。

産業の抑壓

殊に亨保六年閏七月十一日に出して居る御布令の如きは、不景氣時代には反つて補助金でも出して獎勵せなければならない。産業の發展を全く阻止し、以て不景氣打開を策して居るのでありますから、之れでは何うしても景氣のよくなる筈がありませんが、乍併當時の事情と致しましては、之れより外致方がなかつたのでありますやう。

覺

一吳服、諸道具、書物の類は不及申、諸商賣物、菓子類にても新規に巧出し候事、自今後堅く停止たり、若し無據仔細有之ものは役所へ訴出許を受け可仕出候

一諸商賣の内古來之通りにて事濟候處、近年色品を替へ物數奇に仕出し候類は追て逐吟味、停止可申付候間其旨可相心得事

と云ふ様な、新規によきものゝ考案製作を禁止し、之れにより物價の騰貴と需要喚起を阻止せんと企てたのでありました。

貪事の制限

又一面旗本諸大名に令しては、祝儀の饗應に對する御馳走の事まで干渉し、如何なる大身であつても、二汁六菜を超ゆべからざる事とし、然かも御香物は右の數の中に入るべきものであるとまで、微に入る御布令を出して居る位であります。

百姓の保護

更らに他方、百姓等は多年驕奢の結果、其所有の田畠は多く質入れ賣却等により、其所有權は殆んど少數の富者階級たる町人の手に歸し、國家の基礎をなす中農階級皆無の状態となつて居ましたのを、（丁度現今の農民の状態と略ぼ相似たるものがあります）斯くては國家の一大事であるとなし、享保六年十二月廿八日に左の様な御布令を出して居るのであります。

一惣て百姓、質田地、年季明け以後金子済高相滞候儀訴出候節は、只今迄は金高により、五六拾日、七八拾日之日切申付候て、一度の日限りに不相済候得ば、流地に申付日延不申付候。是は江戸町方にて質に入れ候屋敷の取扱の格に相準じ、日延不爲致候、分限宜き者は質流の田地大分取集め……連々町人等の手に入候……自今は質田地一切流地に不成候。

と布令して町人等が僅少の貸金にて利子のみ加算し、溢りに百姓の土地を取上げ來りたるを防止する爲めの社會政策的命令を出して居るのであります。

幕府財政の危機

斯くの如くあくせくするも、幕府の財政は何等回復の曙光が見えませんでした。即ち「一般商

工等に賜ふべき價まで滯り……同じく七年に至り御家人に賜はるべき俸祿さへも足らず盛慮をなやまし給へる御有様は御側に侍べる人々も胸痛く思ひ奉る程の御事なりしとかや」と有徳院殿御實記附錄に云つて居る如くでありました爲め、吉宗は遂に室鳩巣の意見を採用し、享保七年七月三日「壹萬石以上の面々より八木（米の事）差上候様に可致被仰付と思召候、左候はねば御家人の内、數百人御扶持召放より外は無之候故、御耻辱を不被顧被仰出候、高は壹萬石に付八木、百石の積り可被差上候」とあつて壹萬石につき百石の割合のものを上ヶ米と稱して、各藩より取上げ享保十六年まで十ヶ年間に亘つて之れを實施し、合計約貳百萬石に達する別途收入を得ましたのと共に、幕府に於ても新田開発等に盡力致しました効果が顯はれまして、茲に漸く蘇生の思ひをする事が出來た譯であります。

米價の極端な下落

吉宗就職五年前の正徳元年夏の米價張紙値段（公定相場）は三十四兩であつたものが、吉宗就職の第一年である享保元年夏には六拾三兩と殆んど倍價となり、更らに同三年春には八十二兩と暴

騰して居るのでありますから、當時の諸民の困窮の程思ひやられるのであります。

然るに其後新田の開発やら豊作やらに、搗てゝ加へて享保の良貨の改鑄の結果、米價は極端な暴落を演じ、享保十六年の春には遂に十八兩と云ふ未曾有の安値を示す事となつたのでありました。

此結果は米を俸祿として給せられ居る旗本御家人の窮乏は其極に達したのでありました、即ち自分等の賣らんとする米價は甚だしき低落を示して居るにも不拘、他の物價は餘り低落せない事と、今一つは旗本等に常に附き纏つて放れない借金であります、之れは元祿以來の米價高騰時代に借りたものに、更らに利に利を積んで今では非常に多額の借金となつて居りました爲め、之等の人々困り方は御話にならない有様がありました。

訴訟不受理の發令

然るに享保八年には米價の低落甚だしく、物價は極度の高騰を示したのでありましたが、然かも旗本御家人に對する俸祿米の支給は、先程も申上げました様に幕府の借米と稱する一部支給の

みで、残餘は常に繰延べの形式となつて來て居りました處へ、右の様な世間の有様でありますから、之等旗本御家人の窮状は見るに堪へざるものがありました爲め、遂に同年八月廿六日に至りまして借金擗引令の一種である左の御布令を出す事になつたのでありました。

前略

一金銀不致返辨、質をも不相渡、及出入候時は、可訴出候は勿論に候得共、年久敷儀は取上無之候

享保元年申年以前の出入は訴へ間敷事

此御布令によりまして當時最も債務額の多かつた、享保以前の借金は殆んど擗引同様の形となつて、何んと云つて訴へても取上がないと云ふ事になつたのでありますから、旗本御家人等の之れにより救助せられたものが數知れない位でありました。従つてこの適用を受け一般諸人も舊き債務の支拂ひをなすものが殆んどなく、其爲め債権者は莫大な損害を蒙つた様であります、此點に就ての詳細な數字を知る資料がない事を遺憾と存じます。

訴訟不受理に基く世評

之れにつき吉宗が目安箱と稱して評定所に一個の投書箱を設け、一般の意見を投書せしめ、其鍵は將軍自ら保管し、投書は直接之れを披見したのでありますたが、此目安箱に當時青山久保町に住んで居りました處士山内幸内と云ふ者の投書は、大に時事を論じ、將軍の感賞を買ひ白銀の賜賞があつたとの事であります、此投書は武門大和大乘と題しまして、各般の事項に亘つて居りますが、特に金銀出入に關する訴訟不受理の件に關し左の如く申して居るのであります。

一金銀出入の公事御取上無御座候事を天下德政被仰出と心得一切借方の者共大名小名下々に至るまで返辨不仕候付追て徳政にては無之と被仰分之様に被遊候事

天下の御觸事に間違の儀少しも御座候はゞ御役人徳なきと可申哉自ら上の御慙と成候事

一右の被仰分にても金子の公事御取上無御座候上は曾て返辨金は不仕、依之新規貸金仕候もの無御座候、日本の寶すくみとなり、困窮の種となり候、金銀は通るを以て寶と仕候

惡敷道には移り安き世の習ひに御座候得ば、當時大名方の借金、京大坂は不及申、江戸の町

人共の買懸り等迄、先年切金に成り候をも曾て不遣輩多く……其耻をも曾て耻とせず、名より利を取ると云ふいやしき心に移り候は、上に御しまつ多く下より過料等多く御取り被遊候其心あるによつて、自然と下へ御風儀移り申候事

只いつとはなしに金銀出入公事御取上無之と御極被成候て、日本困窮の本と成候、將軍様の御しまつ被遊、金銀御溜被遊候得は、一天下一萬民皆々困窮仕候、金銀はいかほど澤山にも、金を喰ひては一日も送らるゝものにては無御座候、只大切なものは米穀に極り申候、尙御風儀は米穀を輕く金銀を重く被遊候と相見へ、乍恐紀州を御治被遊候御質失れ不申候、一國二國の主を初め、一郡一村の地頭より下つ方の願には、金銀だに澤山御座候得は、米穀は他領より何程にても調へ安き物にて御座候間、金銀は重く米穀は次に仕候ても事済候事、夫れさへ國主共備はり候人の心にはいやしき意地と、心有武士は可笑事に御座候

まして況んや一天下を治めさせ給ふ御身に於ては金銀は有生不減の世寶にて、いつ迄も不減して、天下に融通しめぐる物にて御座候へは、大名以下の心とは格別の違ひ是れ第一に御座候

金融の杜絶

乍併訴訟不受理の結果從來の債権者は憤然として、其後の金融を絶対に斷る事になりました爲め、旗本御家人等の窮状は、從來より更に一層甚だしく、日常俸祿を質として前借をせなければ喰つて行かれなかつた彼等は、遂には先祖が戰場萬馬の往來により命がけで得ました、光輝ある傳來の旗本御家人の地位を僅かな金により賣買譲渡してまでも、一時の急を凌がんとするものさへ生ずるに至つたのでありました。

旗本御家人株の賣買

之れ徳川中興の祖と稱せられて居る吉宗の治績の上に、一大汚點を印するものでありますまい、従つて之れより後は之等賣官の爲め、旗本御家人の急養子と稱するものが非常に増加し、遂には勘定所の内に之れを整理する爲め、特に急養子に關する出願事務を處理する専任の係員さへ置かなければならぬ様になつたと共に、夫れより以後は急養子に關する御布令や達が再三發布さ

れる事になつたのでありました。

従つて私を以て言はしめすれば、吉宗が就職後十年位で若し將軍職を去つて居つたとすれば實にクダラナイ將軍であつたと言はれて居つたかも知れません、乍併幸ひ長壽を保つて三十年以上も將軍職に居りました爲め、今日に云ふ様な中興の祖となり得た譯であります。之れに反して五代綱吉は其就任最初の十年位は、非常な名將軍と稱へられたものでありますたが、餘り永く在職して居つて其間に色々な事を仕出かしたり、又は奢侈豪華の元祿時代を現出し、人間より犬を愛し、旗本より僧侶を愛し、美男美女を擁して歡樂大奥に立籠り、苛歎誅求は至らざるなく、爲めに將軍の死去が發表されると、四民は歡喜亂舞して喜んだとの事であります。

三、松平越中守定信の棄捐

吉宗が綱吉の後を承けて享保の治世を胎しましてより、九代十代を経て、再び極端な財政難の幕政一切を任されたのは、十一代將軍家齊の初頭に當り、老中首席に就任した、奥州白川の城主十一萬石松平越中守定信(後の樂翁公)であります。

松平定信は田安宗武の子で將軍吉宗の孫に當り、御三家御三卿方等の推薦により、家齊が十一代將軍を襲ぎました翌年、天明七年六月十九日三十歳を以て老中になつた人で、其政治振りに對しては世人は之れを寛政の改革とか又は寛政の治と稱しまして、八代將軍時代に一旦回復した、幕府財政を九、十代將軍の時代に全く潰滅せしめた、所謂田沼時代の作り出された財政紊亂の整理に乗り出した人であります。

地味な政治家

由來何人が政權を執るに致しましてもインフレーション政策を行つて、どしどへ景氣を好くして行くことは、華々しく政治家としては實に本懐の至りでありますうが、他面此後を承けて之れが整理をして行かなければならぬ仕事位又地味で、其働き榮へが目に見へないものがありません。恰度私共計理士の仕事が景氣の良い折に、會社の創立であるとか、増資であるとか、又は擴張であるとか云ふ様な場合の御相談でありますと、張合があつて、面白く其立案に對する計劃も派出にやる事が出来るのでありますけれども、其景氣の良かつた後を承けた整理時期にはいつて整

理と云ふ様な事になりますと、時には罪人を捨らへたり、少なからぬ淘汰をせなければならなかつたりして、極めて地味で且つ怨まれたりして實につまらない役であります、之れと丁度同じ役を買つて出たのが越中守であります。

田沼一派の罷免

從つて越中守は就任早々先づ多年幕政を荼毒紊亂した、田沼主殿頭を被免し、謹慎を命ずると同時に、之れが封地五萬七千石(遠州相良)を奪ひ、其孫龍助に壹萬石を奥州伊達郡に於て與へ(實收五千石に足らず)其他田沼の被護により極端な罪惡を重ねて來ました、勘定奉行松本伊豆守、赤井越前守等を盡く退け、所謂寛政の治に一步を進み入るゝ事としたのでありました。

財政難

然るに前に申しました様に、當時の幕府財政は極端な疲弊で其就任の翌年である、天明八年度に於ける勘定奉行の報告によりますと「國用不足壹百萬兩に及ぶ」と云ふ様な悲觀すべき財政状

態になつて居つたのでありました。

之れに加へて天明年間は御承知の通り、諸國に甚しき風水蝗害がありまして、飢餓相次で起り、米價は日に暴騰し、天明七年六月には金壹兩に米一斗八升と云ふやうな事になり、庶民餓死するもの數知れざる有様でありました爲め、彼の有名な天明の打壊しと稱する、米商富豪等を襲ふの風が諸國に行はれ、強盜暴力團等の市中横行は、幕府の力を以てするも容易に之れを制止する事が出来ない様な有様で、諸人は全く其生活を安するに由なき状態がありました。

買締賣吝みの禁止

茲に於て越中守は就任五日にして、左の様な御布令を出して居るのであります。

一米相場高値に付、小給の者共難儀及候段達御聽、格別の以恩召高百俵五人扶持以下並に御扶持方、計りの分は一人扶持五俵の積、高に直し於江戸御藏、被下之高二十分一の積、拜借米被仰付候間、頭支配裏印手形を以、於淺草御藏可請取被候返納の儀は追可相達候

一世上此節米穀沸底にて諸人及困窮候に付、公儀にても色々御世話も有之候得共、此節町方騒

々敷候に付て、町人ども恐候哉、米穀隱匿候ものも有之趣、風聞も有之に寄り、次第に米穀差支可申と見込、飯米の手當之外餘分に貯置候者も有之山に候、此節右體の儀有之候ては彌々世上一統難義の事に候間、武家、寺社、町方共一統救合致候心得にて、其家々の飯米假成に間合候はゞ餘分米、早々米屋共へ賣拂候様可致候

とて賣吝み買締により、米價の高騰を防止せんとしたのでありました、然るに此時に當つて偶々一人の富豪多數の圍米を持つて居りました爲め、幕府は之れが賣却方を命令しました處、彼は答へて曰く、これは米にあらずして炭に御座候、從つて尊命に應じ申難くと。申上げたのでありました、然るに幕府方に於ては然らば炭にてもよし、之れを炭の値段にて買取るべしとて、盡く封印を施した上、買上げられたと云ふ様な挿話が幾つも残つて居るのであります。

嚴重な儉約令

次て同年八月八日には萬石以上以下の諸士の左の如き、三ヶ年間の嚴重なる儉約令を發布したのでありました。

一衣服諸道等隨分有合を用ひ、古く候共、見分無構可用之、新規之儀、可爲無用候、朔日廿八日其外、御規式等之節は各別平日は白小袖不及着用事

但上着は唯今迄縞類着用無之候、向後は有合を着用すべき事

一家來の衣服猶以見苦敷候共被用候程は可用之井木綿布取交候共何れにも勝手能様に可申付候尤女之衣服可爲同前事

一家作等不急儀は無用之事

一惣て公儀へ懸候儀は各別、家督嫁娶を始め一類中の贈答は只今迄の可爲半分事

一家督嫁娶之振舞は近年御定の趣を以て猶更輕く致すべし其余の祝儀には吸物盃事には振舞無用に候小身之輩は一向に吸物盃事たるべき事

但常々參會平日用候給物の物少も取繕申間敷事

一可成程は知行所の者召置可然候、惣て相對に召置候者も何様にも同事辨候はゞ男振無構可召置事

右之通り三ヶ年急度可被相守候以上

之れに附屬して、幾多の儉約令が發せられたのでありましたが、更らに寛政元年には右儉約令を五ヶ年延長し、同六年に至り更らに十ヶ年間延長し、前後二十ヶ年間に亘る極端な儉約令を施行したのであります。

風俗の矯正

之れと同時に田沼時代に制定せられました、幾多の冥加運上(雜稅の事)の取立てを廢止致しますと共に、これまで、田沼によつて起されました大川端、中州等の埋立地を始め、府内の寺社門前の茶店、飲食店は勿論火除地として市内外の各所にあつた空地に、賄賂次第で多數の茶店、揚弓店を出さして、盛んに風紀を亂して居つたのを、斷然取拂ひを命じ、併せて次の様な命令を出して居るのであります。

寛政元年三月 町奉行

一惣て奢なる品拵申間敷旨元祿享保年中觸之旨、猶又忘却不致様にと先達申渡置候處、此度改めて左の通り被仰出候間以來此度相觸候通り急度相守可申候

一無益に手間懸り候、高値の菓子類今後可致無用候、是迄持來候とも相止め可申候
 一火事羽織頭巾結構の品可致無用併に町方火事場纏錫箔之外、用ひ申間敷候事
 一能裝束甚結構成も相見候間向後輕く可致候井に女之衣類も大造之織物縫もの無用に可致事
 一ハマ弓、菖蒲、甲刀、ハゴ板の類金銀鐵物并箔用ひ申間敷事
 一雑井持手遊人形之類、八寸以上可爲無用候右以下之分は粗末之金入純子類之裝束は不苦候事
 一雑道具梨子地は勿論繪に候とも紋所之外無用の事
 一櫛笄髮差等金は決て不相成候銀、籠甲も大造に無之は不苦候并目立候飭り細工入組高値の品
 は賣買堅停止之事

一キセル其他持手遊同前之品に金銀遣ひ申間敷候井に蒔繪等結構致間敷事
 右之條々急度可相守候尤唯今仕入候分は當年限り賣買致來年戊年よりは書面の通り賣買可爲停止の品自今若しあつらへ候者有之候はゞ奉行所へ相伺差圖を可請事

右之通り町中相觸仕様可被候

斯くの如くにして一方には奢侈の絶對的抑壓を致しましたと共に、一方に於ては、極力物價の

引下を行はんと企てたのでありました、即ち其當時の政治の要諦は如何なる方法によるも、物價を引下ぐる事にあると考へて居つたものゝ様で、此事は六代將軍家宣が將軍職を襲いた時、將軍の顧問役であつた新井白石も、盛んに之れを主張してゐります。

從つて同年八月廿六日に町觸れとして發希しました—指令によりましても、次の様な事が書いてあるのであります。

「近年打續米穀之價高値に付、夫れに從ひ茶、薪等の値段まで引上候趣に候處、當年の儀は作高も相應に有之、追々米穀値段引下げ候に付、在々山稼も致能き事に候條々江戸表にて引請候問屋共、是迄の相場に泥み、賣出し値段引下げ不申候ては如何に候間、問屋共非分の利徳を不貲、炭薪之値段に應じ賣捌候値段も追々引下候様一同可相心得候」

棄捐令の發布

斯くて各方面より種々刷新改善を計り、旗本等の救濟を策したのでありましたが、何分にも約五十年の放慢政策に親んで來た上下の奢侈と、借金苦は容易に其境遇を脱する事が出來ず、單な

る御布令だけでは何等の效果なきに鑑みまして、寛政元年九月、越中守は茲に思ひ切つて、旗本御家人等が札差等より負擔して居る、借金に對し棄捐令を發布したのであります。

一此度御藏米取御旗本御家人勝手向御救の爲め、藏宿借金仕法御改正被仰出候事

一御旗本御家人藏宿共より借入金利足の儀は、向後金壹兩に付銀六匁宛の積り利下げ申渡候間、借方之儀は是迄の通り藏宿と可致相對事

一御扶持米月々借越候利米之儀は、向後借請候月は一人扶持一斗五升に付五合宛、翌月よりは二合宛可相渡、尤借越候月數等の儀は是迄の通り可爲相對次第事

一三季御切米渡り之節拂米有之分、御藏庭拂相場之内百俵に付金二分づゝ藏宿共かわ引候儀并札差料之儀は是迄の通り藏宿へ可相渡事

一舊來の借金は勿論六ヶ年以前辰年迄に借請候金子は、古借新借の無差別棄捐之積可相心得事附、五ヶ年以前家督代替にて親代之古借新借金共證文書替并其身にても六ヶ年以前金子借

請後時々證文書替五ヶ年以後の借用金に相成候とも、全金子用立六ヶ年以上に候はゞ
濟方可爲棄捐事

以下略

一去る已年以來當夏御借米以前迄の借用金濟方の儀は、元金の多少に不拘、向後壹ヶ月五拾兩壹分の利足を加へ、高百俵に付壹ヶ年元金參兩宛の濟方勘定相立、尤百俵内外共并借金……
濟方割合の儀も右に準すべき事

以下略

右之趣萬石以下の面々へ可被相觸候

斯くの如く天明三年以前に旗本御家人等が、其知行米を擔保として藏宿たる札差より借入れた、借金全部を幕府の權力により棒引を行はしめ、且つ其以後の借金に對しても利子を輕減し、且つ極めて手輕の年賦償還方法を講じ、之等貧窮のどん底にあつた旗本御家人を救濟せんとしたのでありました。

而して事の茲に至りました理由書と見ますものは、同年十一月二十二日に發して居るのであります、夫れによりますと『一體藏宿借金の儀利足相重り永々の取引、無際限儀に付、格別の以御趣意、御改正被仰候』と勝手な事を云つて居るのであります。

即ち借りた方が返さずに置いて、利足のみ重り際限が無いとは餘りにも蟲のよい話であります

が、之れによつて見ましても當時如何に武士階級の勢力が絶大であつたかを窺はれるのであります。

札差の損害

然るに此當時、札差として特に幕府の許可を得て居つたものは九十六名であります。此結果彼等が被つた損害は實に莫大なもので、現今記録に残つて居りますものだけでも百十八萬七千八百兩に及んだとの事であります。従つて此結果全く閉店の止むなきに至つた、札差も少なくなかつた様であります。尙ほ開業中のものも非常な打撃を蒙りました爲めに、其後の貸出しは一切行はない事にしたのでありました。然るに從來兎角借金好きな否な借金をせなければ暮して行けなかつた旗本御家人等は、從來の古い借金は皆な棒引されましたけれども、現在の融通については全く其途が絶へました爲め、其困憊は一層甚だしくなりました結果、幕府に於きましたも止むを得ず、之等札差等に對し金八萬兩を年五朱の利足で二十五ヶ年賦として、貸出し札差の潰滅を救つたのであります。

對談方の起原

斯くて一時の小康を得たのであります。乍併札差等は此棄捐に懲り其後は容易に貸出に應じませんでした爲め、旗本等も一策を案じ茲に極めて辯舌の巧みで且つ氣力ある浪人又は町人を使用しまして、之れをして札差と交渉せしむる事にしたのであります。斯ふると藏宿の方でも、其體にして置く諄には行きませんので、之れに對し對談方と云ふものを置いて、之れを應對せしめたのであります。これが即ち今日の我國に於ける辯護士の起原をなしたのであるとの事であります。果して何うでありますか。

越中守の世評

斯くの如く一切の債権を棄捐致しますと共に、一方に於ては極端な儉約令の勵行、備荒儲蓄の獎勵、其他産業の開發等に腐心し、種々法令を發布すると共に、嚴重な監督をしたのであります。爲めに從來田沼政治の放慢なインフレーション政策に、ダレ切つて居つた諸民は其窮屈さに

全く閉口し、遂に右の様な落首をするものさへ生ずるに至りました。

三四

「白河の清き流れに住み兼ねて元の濁りの田沼戀しき」

越中守の功績

乍併斯くの如き民衆の非難はありましたが、此結果は幕府財政の上にも將た又旗本御家人の上にも相當よい效果を挙げた事は申すまでもありません、従つて其就任の當初は殆んど破綻のどん底にあつて、財政の不足約壹百萬兩に達すると云はれたものも、寛政元年より僅か十ヶ年間に（其間種々物入りがあつた事は一般の年以上であつた）參拾參萬八千餘兩の剩餘金を残した程の功績を示したのでありました。

最も財政上に挙げました好成績は棄捐によつた結果ではなく、儉約令による緊縮の結果であります。棄捐の方は寧ろ失敗でなかつたかと思つて居るのであります。

越中守の引退

然るに斯くの如き名宰相も在任僅か六年にして、寛政五年七月遂に引退せざるを得なくなつたのでありました、之れ即ち歴代老中が自ら其理想實現せんとして陣領に立つて直接仕事をする場合には、必ず傷いて引退せざるを得ない事になつて居つたのでありますが、流石名門の出である樂翁公も亦此の手にかゝつて退任の止むなきに至つたのでありました。

乍併後世に至りまして此時代を寛政の治と稱し謳歌したのでありました。

訴訟不受理の法

然るに定信引退後四年を経たる寛政九年九月十二日に至りまして、再び左の如き金錢貸借に関する訴訟不受理の御布令を發して居るのであります。

大目付へ

一延享元子年以來の金銀出入、奉行所にて取上候儀、同二年寅年相達候以來既に五十年餘、金銀出入數多成行候、元來人々相對の上の借貸に候得ば、取上げ裁許にも不及事に候間、是迄の分裁許は不申付、自今出訴の分吟味の上取上夫々可申付候、尤も買掛り諸職人作料手間賃等

但し只今迄取上裁許日限等申付置候分も済方向後は奉行所にて取扱致間敷候
一金銀借貸の儀は年古儀にても相互に實意を以て、應對に候得ば容易に出訴裁許請にも不及事
にて候處、返済方も不實意より多くは猥りに出訴に及び風俗不宜候、此度裁許の限り相改め
候ても、只今迄の借金銀棄捐に可致杯心得候は尤不埒の次第にて候、又慾心を以て事を企て
出入に及び或は全く利徳にのみ拘り不埒成出訴の類は吟味の上夫々急度咎可申事
即ち寛政元年に行はれた棄捐令は其範圍僅かに、旗本御家人並に札差九十六名に對するもので
ありましたが、右の達により全國民に及ぼす訴訟不受理の法により、相對済しと云ふ事實上借金
の棒引を行つたのでありました。

然かも其言に曰く元來貸借人相對の上でなした事を、取れないからと云つて幕府に出訴するには及ぶまい、之れが解決も相對にてなすがよろしからんと突放し、双方誠意を以て話を付ければ
よいではないかと云つて債務者を擁護する事にしたのでありました。

而して此當時に於ける棄捐、訴訟不受理、相對済し、支拂延期令の如きは何れも社會政策的見

地より貧富の懸隔を少なからしめんとした事が主なる目的であつた様であります。

従つて徳川幕府時代否な夫れ以前でも左様であります、土地の永代賣買は絶對に禁ぜられて居つたので、必ず賣買は一定の年限を定め、之れが期限經過の場合は元金を以て買戻す事が出來る年季賣買になつて居つたのであります、従つて之れに就き買戻す事出來ないものゝ爲めに、都合のよい御布令も度々出されて居るのであります。

乍併斯くの如き相對済しの方法も結局は、色々な脱法的手段が行はれ幕府の期待した様な效果を收める事が出來なかつた様であります。

貧富平等に關する當時の意見

茲で一寸其當時一般の貧富平等に關する學者の意見を一寸照會して見たいと思ひます。第一に當時の國學者本居宣長先生は其著玉くしげ別本(家齊天明七年著)に於て『さて又世間の困窮に付ては富る者は彌々益々富をかさねて、大かた世上の金銀財寶は、うごきゆるぎに富商の手に集まる事也、……何に付ても貧人と富人の境は甚しき違ひにて、貧人は富人の爲めに貧を増し、富

人は貧人によりて富を重ねる也、……然れども世上の金銀財寶は兎角平等にはゆき渡り難きものにて、片ゆきのするは古今の常にて、程よく融通する様になり難き事也、其内にも今の世は別して貧敷者は益々貧しく、富る者はます／＼富む事の甚だしければ、上に立て治め給ふ人の御計ひを以て、如何にもして甚だ富る者の手に集つまる處の金銀を能き程に散して専ら貧民を救ひ給ふ様にあらまほしきものなり」と謂つて居り、相當進んだ貧富平等論を持つて居つた様でありますが、乍併其財の散し様に就ては極めて穩健な意見で「其者が心より歸服して出す様にせなければ面白くない」と論して居ります。

又享保二年八月植崎九八郎と云ふものが、時弊を論して上書を將軍に奉つたものによりますと、「町人、商人富有の者共は隨分當時にても相應の利潤を得候事に御座候、一體多年來農の本は衰へ商の末さかり來り、世の中詰りに相成候は、末の有餘を以て、本の不足御補ひ被遊候て、其上農をは商人より先立候氣味に總體御食み被遊得ば」云々と論し、農商の貧富の不均衡を平等ならしめんと論して居るのであります。

更に大阪の山片幡桃は其著夢の世(文政三年版)に於て、豪富の者にはよく喩し、財を出して

救はしめ、或は米穀を他國より糶させて其洩たるを救はしむべし、隨はざるものあらば其家を沒收して財をちらし民を救ふべし、之れ一人を殺して萬人を活す法にして、變中の權道なり……これ虐政と云ふに非らず」と云ふて極端な貧富の平等論をして居るのであります。

而して當時斯くの如く富める町人に對し、其財を出さしめ一般貧民の救助に當らしめんとしました重なる理由は、即ち武士は祖先が戰場に馳驅して功勞をたて、子孫も亦參觀交代、臨時の御手傳等にて國事に奔走し、農民は日暮耕作に從事し、粗衣粗食國民の食料品生産に辛勞して居にも拘らず、町人は自ら勞する事なく居乍らにして、莫大なる差益を收め安穩なる生活をして居るのは、之れ全く國恩による處であると云ふのであります。

四、水野越前守忠邦の相對濟法

次は十二代將軍家慶時代に水野越前守が行ひました儉約令と棒引令であります。水野越前守忠邦は肥前唐津(表高六萬石)の城主で、其實收は廿六萬石からあると云はれた内福な、地から遠州濱松六萬石の地に移封されたのは、文政元年六月の事であります。而して此移封は忠邦自らの

運動の結果によつたものであります。

四〇

然かも此地は東海道樞要の地ではありましたけれども、其實收は唐津に較べては比較にならぬ拾萬石内外に過ぎませんでした爲め、水野の家臣中には之れを極力諫止したものもありましたが、水野としては男子一度び生を享くなる以上は、須らく中央政界に乗り出し、天下の政治を思ふ存分に行つて見たいと云ふ希望があつたのであります。夫れには唐津は鎮西唯一の要害の地で、茲を守る大名は如何なる有能の士であつても、老中にはなれない内規がありました爲め、忠邦は多大の犠牲を忍んで、敢て濱松に轉封の運動を起したのでありました。

越前守老中就任

然るに夫れから暫くして忠邦は奏者番となり、更らに寺社奉行から文政八年五月には大阪城代に進み、翌年は京都所司代に榮轉、更らに同十一年十一月には西丸老中に次て、天保五年三月朔日には多年の宿望であつた、本丸老中に進んだのであります。此時は忠邦四十一歳であります。

林肥後守一派の放逐

同八年三月には大藏大臣兼内務大臣とも謂ふべき御膳手方になつたのであります。此年の四月、十一代家齊將軍は隠居し西丸に移り、十二代家慶が將軍職を襲いたのであります。

翌年三月には一萬石を加増されて七萬石となつたのであります。十二年正月三十日幕政一切を握つて居りました大御所家齊が薨去しました爲め、茲に多年大奥に不拔の勢力を張つて事毎に水野の政策に反対して居りました女官浦尾を始めとして、之れに加擔する數十名逐放し、且つ若年寄林肥後守、御側御用取次、内大臣格の水野美濃守、御小納戸頭取美濃部筑前守、御小納戸中野播磨守等の一派を一舉にして罷免したのであります。此時に被免された人々は目見得以上の者六十八人、以下の者八百九十四人の多數に及んだとの事であります。

越前守の大老格昇進

而して十一代將軍家齊が、綱吉に次ての奢侈豪華の生活を營みました結果は、松平定信が營々

辛苦して漸く築き上げて置きました、財政的地盤は根本より覆かへされ、世態風俗は全く昔の元祿時代に勝るとも劣らない、憂ふべきものとなつて居りました。

茲に於て忠邦は多年の宿望であつた、理想的政治の實現に着々歩を進め、先づ第一着に行つたものが前記の奸臣亂女の排撃で、次は其婿若年寄堀大和守親義を御側御用人に（内大臣格）姻戚堀田備中守正篤を老中に進め、次で自らは老中首座に進み（天保十二年五月十五日）茲に始めて大老格として施政の大權を握る事となつたのでありました、時に四十六歳、從つて此日彼は其施政の大方針を次の如く發表したのでありました。

上 意 之 趣

一御政事之儀御代々の思召は勿論之儀、取分享保寛政の御趣意に不違様思召候に付、何れも厚く心得可被相勵候

御老中方被仰渡候趣

一寛政之度御始政の砌、向々心得方の儀に付厚き上意有之候旨、其節達置候は一統相辨へ居り可申儀に候處、年月押移り場所々に古く相勤候ものも減少に成候より、自然御趣意取失ひ候

歟、前々御規定の心付薄く、當座の御用辨のみ専務と心得候様に成行候は、如何之儀に被思召候、自今以後、御代々様被仰出候儀は勿論、分て享保寛政の御政事向に相復し候様との御儀につき、假令御沙汰の儀にても御規定に振れ候歟或は筋合之穩ならざる儀は不差控申上候様との御沙汰に付、誠に難有恐悦之御事に候、乍併是迄何れも不行届御安心心不被遊候御儀と深く恐入候事に候、右之御趣意各奉承知享保寛政度の御觸達之御書付類熟慮致し、向々厚く相心得之迄仕來候事たりとも筋合に違ひ候儀は、改革致し何事も正路に御爲第一に取計、被遊御安心候様精々可被相勵候事

と云つて吉宗、定信時代の意義ある政治を施かんとしたのでありましたが、然かも約五十年の永きに亘る、文化文政の腐爛し切つた政治は容易に改革され様ともしなかつたのでありました。

越前守の意見書

茲に於て忠邦は遂に意を決し、次の様な意見書を將軍に上り、之れを實行せんとしたのでありました。

一此度御改革に付諸役所向之儀舊弊變洗御取締一條相見候様無御座候ては御趣意難相立、命令不行は國家の御耻辱にて不容易儀に御座候間、自先頃中、諸役人へ度々申達候得共、小普請奉行川路三左エ門は格別精勵世話仕候に付、不日奏功候様に可相成候、其外の役々は兎角仕來りに因循仕、十分に委身改革之氣色も更らに無御座候に付、尙又此上の心得左に申上候一町方の儀、享保は暫く差置、先寛政度の通り相成候へば、人情輕薄の風俗を初め萬事文華を去り、質朴に歸り、金銀融通も互に以信義相便候間、凶年火災等の困厄相重候とも可也活計も相立候故、上より御世話も薄く有之、武家の面々も猥りに商賣に被貰候儀も無之候、然る所奢靡の類悉く相禁じ、質素の風俗、第一に相成候得ば市中衰微致し、諸國より蝟集の大都會は不都合の光景にも相成、諸家人口にも係り可申、御城下は如何にも繁華に致置不申候ては不相成儀に有之候間、其手心に差略世話可仕見込の旨町奉行共へ申聞候、右之心取より萬端取締向等相調候故、寛裕にのみ相流、下地年來蕩奢に馴居、質素の風尚は不好小人共へ最初より繁花を旨と致し可申など唱へ、姦猾の下情に合候様の世話候ては、有名無實にて一日たりとも御趣意不被行義、眼前に御座候

一享保寛政も第一に驕奢を被禁候儀何れのケ條にも顯然仕候、百年五十年以前より既に其弊是有之、まして文政以來の風習澆漓の極に御座候間、此度の機會に於て挽回一洗仕候へば、却つて世上にも面目を改め候間、又三四年は可也持守可申哉に付、例へ御城下衰態を極め今日の家職難相立、商人共離散仕候共、聯不頓着、淳朴の號令行屆候はゞ兩三年も相立候得ば、自然と程能名分も相立可申候、尤も如斯繁花の地故、中々窮乏候の義は決して無御座候得共、右程の見込に無之候ては逆も濟世の御趣意は不行届義に御座候

一御作事方、御普請方、御納戸方、御賄所、御細工所何れも御入用場所、前件町奉行同様にて奉行頭ども只々下方氣受のみ兼居、御爲筋は次に相成因循苟旦の舉難免事に御座候、既に風聞書等度々相下候得共、毎度取成體の義のみ申聞候間御取締之儀はまた見居付不申候右の通にて小普請方の外は、何れも不束千萬之心得に御座候、たとへば宿痾の胸腹に凝滯仕一圓快愉の兆無之姿に付、一旦鳥頭大黃之激劑相施不申候ては、逆も功驗難得候間、今一應嚴しく申諭し、若し此上奉行頭ども不逞の者有之候はゞ、速に御人撰にて御入替にも相成候様仕度此所、篤と伺置き、右之威權を含居り、相諭候はば際立候様可相成哉と奉存候に付、此段御内

右の様な大決心で一切の世態の上に大革新を企てんとしたのでありました。

奢侈の禁止

従つて其改革振りは微に入り細を穿つたもので、極めて過激に華美的衣服類の製織、新調を厳禁しますと共に、これを沒收焼棄し、櫛、笄、烟草入、煙管の類に金銀の金器を嚴禁、尼僧の徒弟を集める事、町方で女淨瑠璃、人形芝居を見る事を禁じ、俳優を河原者と稱して、平民との交際を禁じ、女髪結、女師匠、醜業婦、矢取女、茶酌女等を排撃し、花火玩具の類は勿論、初物、初経、新薑、に至るまで、盡く之れを禁止し、豆腐の寸法まで決めたと云ふ様な、極端な消極政策を取つたのでありました。

市川海老藏の召捕

即ち此時の事であります、余りに奢侈の生活をして居つた爲め、土蔵、居宅に封印を付けられ

たものが二十六人、内江戸拂となつたものが廿余人ありましたが其内、彼の俳優市川團十郎の父海老藏の深川木場の邸宅が餘りに華美であつたと云ふので、父子共手錠をはめられた上、家財取上げの上、海老藏は江戸十里四方の外へ追放せられたのでありましたが、尾上菊五郎も同様の罪を受ける處でありますたが、此人は當時大阪に逃れて居つて歸つて来ませんでした爲め、其難を逸れたのでありました。

淺草の武藏屋外十數軒の贅澤な玩具を賣る店から大八車に何十臺と云ふ綺麗な玩具を押収して來て、之れを奉行所で白に入れて擣いたと云ふのも此時の事であります。

自由競争の獎勵

然かも一方に於きましては、從來十組問屋と稱して、同業組合に認可を與へ此組合より冥加金と稱する税金を納入せしめ、特殊の保護を與へて來ましたものを廢止し、之れが組合を解散せしめ、自今何人と雖も組合に加入する事なく、自由に營業せしむる事にし、自由競争の道を開き、物價引下げを策したのでありました。

旗本に低利資金の貸付

而して一面物價の昂騰は、旗本御家人をして益々窮迫に陥らしむるものがありました爲め、天保十三年八月四日左の御布令を札差連中に發して居るのであります。

一御藏米取の者、數代の大借にて致難義候ものも有之由に付、寛政度の振合を以て札差共より貸金の儀、棄捐にも可被仰付候處、右にては札差共之内、身上難取續もの可有之、是迄も度々差出金致し、此度御改革の趣をも相辨へ利下も致候に付、棄捐之御沙汰は無之御藏米取の者、永續爲御手當、猿屋町會所に於て、利安御貸付金被仰出候間、大借の者は右を以て札差共よりの借財致返済、二十五ヶ年目に棄捐に相成候筈に付、札差共儀も御仁惠の程厚く、相辨へ年來表向に相成分候は、無利息永年賦に致し、其外總て御旗本御家人一同取續方無差支様可致。

即ち旗本御家人の窮迫して居るものには、猿屋町會所で低利資金を貸付け、之れを以て札差共に返済し、右貸付金に對しては二十五年賦にて償還せしめ、尙ほ残金ある場合は、之れを棄捐する

事としたから札差共に於ても、右の趣旨を體し、之等のものに對する貸金は無利息永年賦にして旗本御家人等の立行ける様にせよと命令を發したのであります。

然るに同年十月に至りまして、從來の一般貸金利子は大體年一割五分の割合によつて居つたものを、自今は年一割に制限し、次の様な御布令を發して居るのであります。

一此度金銀貸借利分の割合、右之通り相成候上は、以後棄捐等の沙汰は無之儀に付、金主ども安心致し貸出し世間の融通に無差支様可致候

とて當時世上の取沙汰には、今にも棄捐が行はれ如何なる借金も全部俸引されるであらうとて、人心惱々として居りました爲め、こんな御布令を出したのでありました。

絹衣裝の禁止

次で同年十一月九日には

一町人男女衣服の儀前々相觸候通り、絹紬木綿麻布の外一切着用致間敷候、假令絹紬に候共羽二重、龍門に紛敷品、並に浮織等に似寄候類總て手數相懸候、織方の品、可爲無用候、御用

達町人共の儀は、御目通へ罷出候節かばかり、羽二重、龍門の衣服着用する共、平日は御法度の衣類一切着用致間敷候、若於相背候吟味の上嚴重の咎可申付候

とて嚴重な禁止命令を發したのでありました、而して此御布令に第一番に引かゝつたのは、江戸新川の酒問屋、伊丹屋新兵衛の妻君であります、彼女は通旅籠町に堂々たる角店を開いて居りました、大丸呉服店から小豆色の絹紬に、御法度の紅色本絹二反を買つて、表へ出た處を、町廻りの同心三人連のものに呼び留められたのでありました。當時彼女は年の頃二十七八、服装は地味な古渡り唐棧に黒襦子の半襟のかゝつた衿に、長い裾が素足の下駄に絡んで、夫れに黒襦子の幅の狭い帯を結んで兩端を長く垂れて居る、丸髷の粹な容は、道行く人も一寸振向かざるを得ない程の女振りであります。

同心等は彼女の買つて出た風呂包を見たいと言ひ出したので、彼女はハット驚いて之れを拒んで見たのでありましたけれども、どうする事も出来ず遂に彼等の爲すが儘に任さざるを得なかつたのでありました。然るに中から出ましたのは、先きの本絹の紅裏二反、之れは正に御法度品であります、茲に於て彼等悪同心は得たりかしこしと、更らに彼女の帶に目を止めたのであります

た、之れは本襦子で當然亦御法度品でありますから、仕方がない手ついでに其帶も解いて、着物の裏やジバンまで見て仕舞へと云ふ事になり、泣き叫びいやがる婦人を、白晝然かも大道で裸體にして終つたのでありました。

處が彼女の着て居つた着物は表こそ唐棧織であります、裏は紅色本絹通し、然かも目の醒める様な緋縮緬の長襦袢を着て居つたのでありました。

賛澤法度は無智な、町同心等の手により、斯様な傍若無人の振舞が隨所に繰返され、江戸町民は全く戦々怖々として、其日を安んずる事が出來ない様な極端な政治が施かれる事になつたのでありました。

半高棄捐の發表

斯くして其政治は極端より極端に進んで行くのでありましたが、夫れでも幕府財政の上には少しも回復の曙光さへ見へませんのみならず大名旗本御家人等の困窮は、更らに一層切實なものがありました爲め、天保十四年四月十六日に至りまして、左の如き棄捐令が發せられたのであります

した。

五二

一諸大名御旗本の面々近來別て及困窮候趣、達御聽此度以思召、馬喰町御用屋御取扱御代官御貸付去る寅年を(昨年の事)限り半高棄捐し、残金半高無利足年割可爲上納候旨被仰出候事

但拜借後利納五ヶ年に不至ものは五ヶ年納済之上可爲本文の通事

一滯利金之儀は元金に準じ可有上納事

以下略

茲に於て大名旗本等に對し、從來種々の名儀で貸出をして來ました幕府の有して居る、債權の内、先づ其半額を棄捐により棒引したのでありました。

相對濟しの法の發布

然るに天保十四年六月二日に至りまして、左の如き布令を發布して、金銀の貸借に關する訴訟は自今貸借人双方の相對濟しを以て決済する事とし、奉行所に於ては之れを取上げ裁許せない事にしたのでありました。

前 記

一寛政九己年以來の借金銀は、是迄取上裁許可申付候得共、年古の貸借にて追々利足を以て元金に結び、新規借用又は、預金等の請文に直候類は、吟味の上無紛ものは素より不定の取引による貸借は、向後相對濟申付、奉行所にては取扱致間敷候事

一賣掛の儀十ヶ年以上の滯、向後相對濟申付是又奉行所にて取扱致間候事

但十ヶ年以上の滯にても引續致取引候は吟味の上取上裁許可申付候

一遊女町・傾城町等より願出候遊女揚代金滯の儀、勿論相對に可済、奉行所にては取上間敷候事

即ち幕府は天保十三年八月四日の御布令により今後は絶對に、棄捐等の事なきを以て安心せよと申渡せし手前、如何ともする事が出來ず、茲に不得止相對濟しなる姑息の手段により、借金棒引法を發布したのでありました。

而して幕府が常に旗本御家人又は農民に比較的重く、商人に對しては常に壓迫的態度を取つて居つたのでありましたが、此思想は次の様な理由から來て居るものであります。

即ち士は身命を捨て、奉公し夫々祿を戴く、農は粗衣粗食して汗を流し耕作を稼ぐ、工は職分に骨を折る、商人は唯御城下に安々と家業を致し、家に寝て居り乍ら多分の利益を貪つて居るのであると云ふのでありました。

越前守の賞賜

斯くて着々幕府財政の回復と民力涵養に獻身的努力を盡して來た、水野越前守に對しまして天保十四年六月二十二日に左の如き賞賜の辭令がありました。

一、一昨年御改革被仰出候以來、格別致出精候に付、追々御趣意も行届御取締相立候に付、被遊御満足、依之功勞格別御賞美も可被下處、却て本意を可失と思召、先御持傳の御品々被下之猶又御舍被爲在候間、此御麾は兼々御持料の御品に候へば、深き思召を以て被下之此後別て無懸念差圖有之可致出精候

勿論これは十二代將軍が日光參拜より歸京直後、其總指揮の任に當つた水野に與へた感狀であります。

然るに之れより先き即ち天保十四年九月十四日幕府財政難の根本救濟策として、越前守は江戸大阪の兩城の周圍十里の地を幕府直領に組入れ、之れが收入增加の道を計り、現在其地を所領して居る大名には別に他地方に於て替地を與へる事にしたのでありました。

乍併之れには非常に多數の大名が特別の利害關係を持つて居りましたが、特に老中土井大炊頭阿部遠江守、跡部能登守、遠山左工門尉等は極端な反対論者でありましたが、遂には之れに最も利害關係の多かつた紀州侯を動かし、之れが阻止運動に着手したのでありました。

越前守の失脚

之れに加へて越前守は、之れも幕府財政伸長の一端として、元祿、亨保の兩時代に企てられ、何れも失敗に終つて居る、印旛沼開鑿工事の計畫を發表し、沼津の水野出羽守、庄内の酒井左衛門尉、棚倉の松平周防守、秋月の黒田甲斐守等に御手傳と稱して、夫れ々之れが工事を分擔せしめ、花々しく着手したのでありましたが、然るに其設計が杜撰であつたのと之れが局に當つた勘定奉行や勘定吟味役等に不正の行爲がありました爲め、遂に失敗に終つた事等、其他種々の事情

が重なり合ひに起りました爲め、常に水野に反感を持つて居つた面々は此時なりとばかりに、水野が將軍家慶に扈從して日光へ參拜して居る留守中に、充分に謀議を凝らし、其歸京直後、直に義に申上げました様な將軍の感狀を與へ、殊更に油斷させて置いて、天保十四年十月十三日に突如水野の罷免を發表する事の陰謀に成功したのでありました。其時の辭令は

一其方儀御勝手方取扱之儀に不行届之儀有之老中職御免、雁間詰被仰付差控可罷在候
斯くの如く水野越前守が其身を破滅せしめる迄に苦心致しました、財政回復策も亦庶民救濟の儉約令も、旗本御家人救濟の借金棒引令も、結局は事の餘りに過激であつたのと、彼の參謀であつた鳥居甲斐守が餘りにも良しくなかつた爲め、名勘定奉行であつた川路、遠山、矢部等を退け他の言に耳を藉さなかつた結果、遂に失脚する事となつたのでありました。かくて幕府財政は愈々窮迫に及びまして、天保十四年十一月十四日には遂に左の如き布令を出さざるを得ない様なことになつたのでありました。

前 略

一去々丑年以來御入用格別に相減候向も候得共、未だ御入用高、收納の凡一倍に相當り、所詮

此儘にて御幕方難立云々

と全く悲觀的の言辭を以て、其支出高の半減方を策したのでありましたが、容易に其目的を達する事が出來なかつた様であります。

無利足年賦令の發布

之れに従ひまして旗本御家人等の困窮の状態は愈々甚だしく、容易に燃ゆべくもありませんでしたと共に、又一面義き發布しました旗本御家人等の札差に對する債務の年賦償還も容易に實行せられません爲めに、札差連中も非常に憤慨し、之れを奉行所へ訴へ出で、其裁判を仰がんとするものが日と共に多くなりました爲め、幕府に於ても止むなく、天保十四年十二月廿二日再び左の如き御布令を發して之れを救濟する事にしたのでありました。

一御藏前取りの面々御勝手向爲御救、藏宿共より是迄の借入金は新古の差別なく、當冬御切米渡り證文書換候節を限り、無利足年賦に被成下候事

一右年賦済方は高百俵に付、當借百兩以上は壹ヶ年五兩宛、同百兩以下は元金高の五分を以て

濟方可致候

且つ年賦金の分は百俵につき別段金壹兩二分宛の割合を以て、三季御切米御借米之節は濟方勘定に可相立事

但向後借方の儀は是迄の通り無指支藏宿と可致對談事と云つて強制的に無利足二十ヶ年賦とする支拂延期令を發布したのでありました。

訴訟不受理の發令

次て同月廿八日には次の如き御布令を發して、一般國民の金銀貸借に關する訴訟不受理をも聲明して居るのであります。

一近年以來諸向追々及困窮、可爲難義に付、品々御世話も有之候得共、累年借財多輩、容易に勝手向取直出來難候哉に付、今度爲御救、厚き以恩召、公儀諸御貸付、御仕法替の上、藏宿貸出金年賦濟方被仰出候所、世上の金銀出入も元來相對貸借に候上は、取上裁許にも不及申候但し只今迄取裁許日限等申付置候も向後濟方奉行所にて取扱致間敷候

と觸出し、金銀貸借に關する訴訟は一切干渉しない事にしたのでりました。

而して之れにつき當時の幕府に於きましたは、寛政度の棄捐の例に倣ひ、一切債權債務を棒引する棄捐令を實行せんと種々研究したのでありましたが、何分にも天保十三年十月に出して居る利子制限令に「以後棄捐の沙汰無之儀につき金主ども安心致し、貸出し、世間の融通無差支様可致候」と云つて居る手前、幕府當局でも相當議論がありました様で、これに對し、老中より其當局者である勘定奉行、勘定吟味役等に其可否を諮詢したものに對する回答書を見ましても其當時の事情がよく判るのであります。

『寛政度に於て札差どもの用立金御棄捐被仰出候儀は、札差共年來奢侈に長じ、市中の風俗にも拘り、武家へ對し無禮の振舞も間々有之哉に相聞、一體其頃は札差どもの勝手も宜敷格別難澁の者も無之哉にて、町年寄樽屋與左工門より、夫々内探をも爲仕特に猿屋町へ會所御取立、公金貳萬兩御下げ有之、手許不融通の札差共へ御貸渡品々御世話も御座候ての儀に御座候。

當時札差共の儀は去る丙亥二ヶ年に貳拾萬八千兩餘も上納金仕、今般御改革に付ても年一割二分の利足を一割に利下げ仕候折柄につき、棄捐の御沙汰御座候はゞ札差共身上難行立、自然

と云つて幕府の威力の上からも將た又札差等の懷合ひ等も考へて棄捐と云ふ様な事よりは、寧ろ訴訟不受理の方法とモラトリアムの方法を併用して、此目的を達する方がよいとした様であります。又一方勘定奉行、吟味役等は此點に關しこんな事を云つて居るのであります。

『金主共に於ては是迄限もなく元利取罷在候儀に付、右之通り被仰出候迄、強ての難澁は有之間敷、既に延享三年(吉宗時代)より寛政九年迄(松平定信時代)五十二年、同年より當年まで四十七ヶ年間に相成、大抵五十年に一度、右の振合に不相成候ては、却て世上不融通の基にも可相成哉と奉存候』

と云つて五十年に一度位は借金棒引法の施行せなくては反て財産は一方にのみ偏歸して、不融通の原因をなすであらうと云つて、之れに賛成をして居るのであります。

幕府の赤字

斯くの如き有様でありましたから、如何に儉約令を施き嚴重な命令を發しましても、連年の凶

作、不作、風水害は幕府財政をして益々窮迫に陥らしむるのみで、天保十三年度に於てきましは其歳入百拾萬千四百四拾五兩、歳出百六拾參萬五千貳百八拾八兩、差引五拾參萬參千八百四拾參兩と云ふ赤字を示して居つたのでありました。

而して之れを補填する爲めの重なる財源である米の收入は、其收支の差僅かに七千六百五拾餘石を餘すのみで問題になりませんでした。

茲に於て窮餘の一策として、幕府が終始一貫常用手段として行つて來ました、通貨の改鑄による出目收入により其收支の辻接合せて來たのでありましたが、之れによる收入は、文政十一年より天保八年までの十ヶ年だけでも、凡そ九百六萬八千餘兩と云ふ事であります、今申上げました天保十三年度は五十五萬七千參百貳拾參兩の出目收入を計上して居のであります。

従つて如何に惡貨の上に更らに惡貨の改鑄を行つたかは想像に余りある處であります。

越前守の再起

斯くして一旦失脚しました水野越前守は、更らに外交問題の擡頭により、弘化元年六月十四日

再び老中に復活し大いになすあらんと致したのでありましたが、其の唯一の參謀格でありました、町奉行鳥居甲斐守、勘定奉行井上備前守、勘定組頭金田故三郎、御金改役後藤三右衛門、天文方濱川文藏等の獄がありまして之れに連座して、弘化二年二月二十一日在職僅かに九ヶ月で老中に被免せられたのでありました。

越前守失脚の原因

之れについて坊間傳ふる處によりますと其の被免の理由はこんなものですが、之れはどこまでが眞實であるかよく分りません。

其方儀勤向兼々思召に不應候に付、御役御免差控仰付られ候、後日右御免の節は三時の内に居屋敷明渡し差上ぐべく候

此旨兼々相心得可有之候、且又不審の趣左の通り

一先年酒井左衛門尉、松平大和守、牧野備前守の居宅取換其方一存にて被仰候事

一今般御改正被仰出候一條何事も其方一存にて被仰出候事

一諸々市中御政治事嚴被敷仰出、其方居屋敷にては夜々琴三味線に慰み居候事

一七萬石の高にて拾貳人の姿差置候條、帝王の外不相成候段、其方儀も心得可有之、此殊に重き御役も相勤候其方儀一段不埒の事

一御旗本御家人へ先年御貸付被仰出候砌其方存寄を以て百俵に付何程の御貸付相願候者も無之旨、右金子其方並に勘定奉行井上備前守と申合押領致候事

一御旗本にて、家人先祖より札差共に借財有之候に付、右借財金札差共へ金子被下置、棄捐被仰出候處、其方取計を以て右之金子不下置候故、棄捐も其儘に差置、右金子勘定奉行井上備前守同吟味役根本善左衛門と申合押領致候事

其他六ヶ條の詰問書を突き付けられて居るのであります。

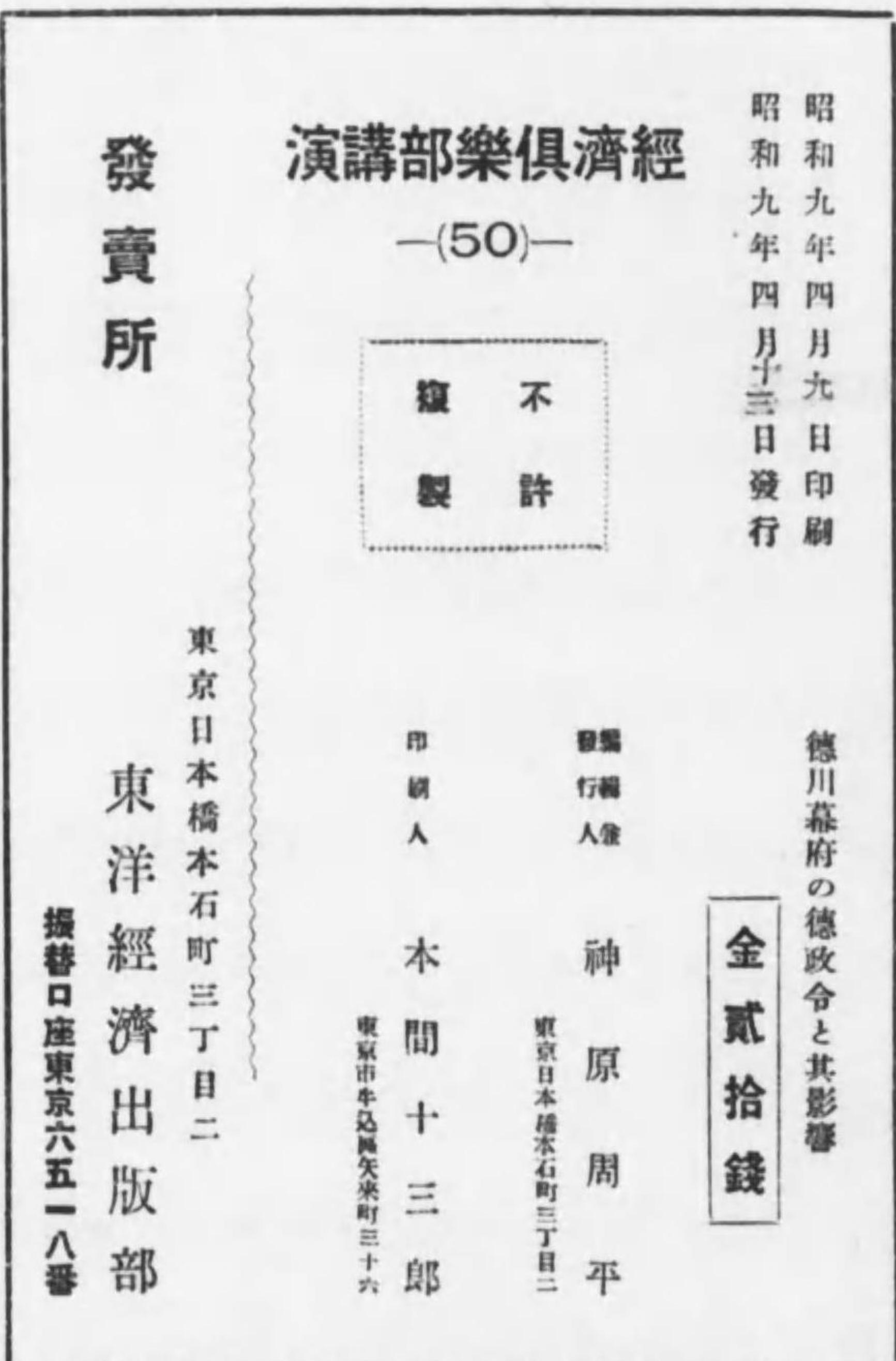
斯くて水野越前守の天保改革は全く失敗に終り、自身は謹慎隠居を命ぜられた上、高貳萬石を没収され、出羽山形に轉封されたのでありました。

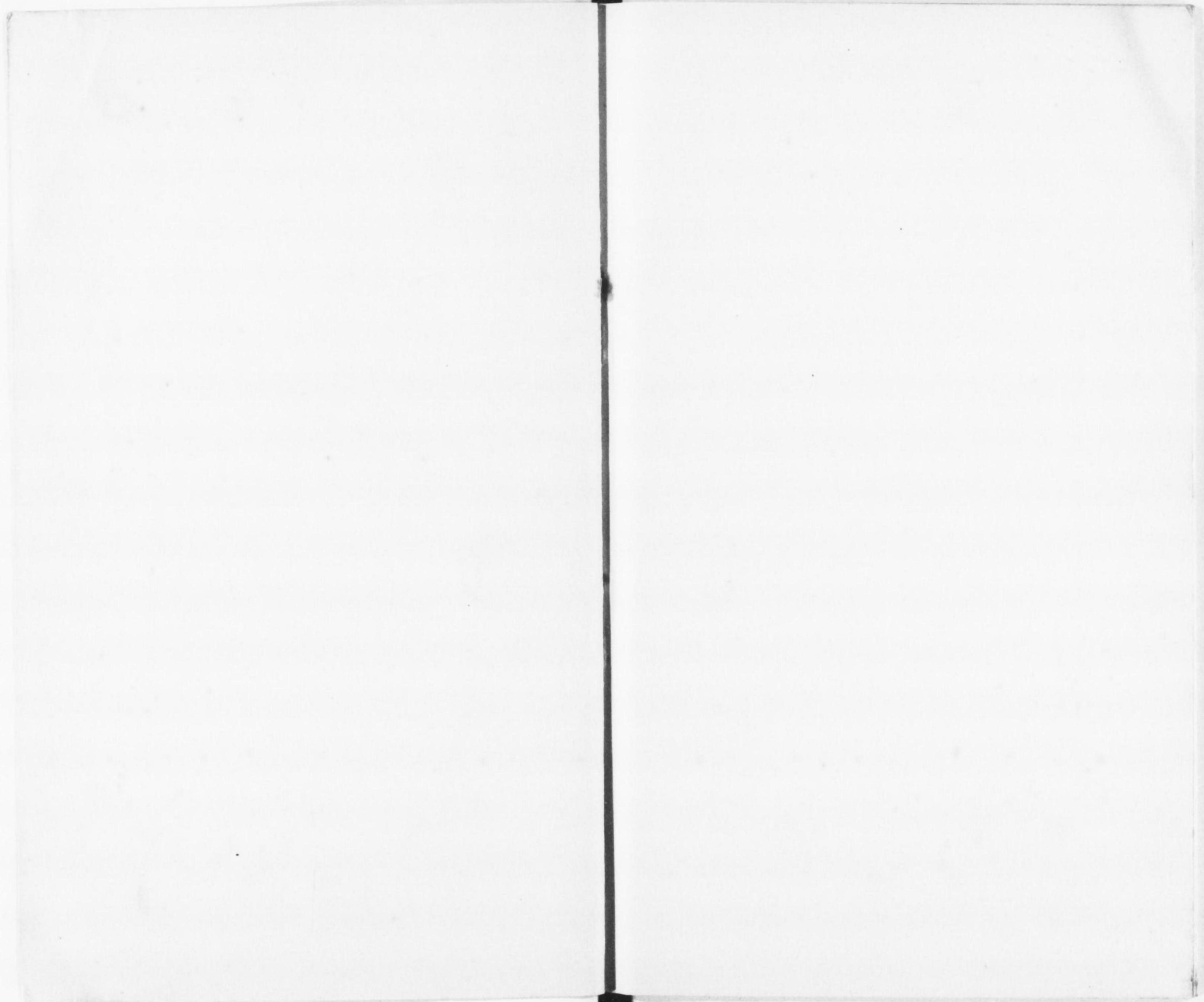
五、結論

之れを要するに幕府に於て行ひました、徳政令類似の御布令は幕府が大名旗本等に有する債權の棄捐に就ては、相當良い効果を收めた事は勿論であります。但し、一般人民に對する棒引令は何れも失敗に終つて居る様であります。

此外各藩に於ても盛んに行はれた様であります。加賀家に於きましては慶長年間、天明五年間及天保八年の三度びに亘り、一般金銭貸借、賴母子、質、及賣買上の權利義務一切の帳消を行つた外、天保十四年には金銭貸借の相對済しを申付けて居るのであります。又土佐藩、佐賀藩、其他津輕、水戸、津和野等でも行はれて居る様であります。其結果は何れも反つて窮民の方が融通力を失ひ、從來より一層困つたと云ふ事實が多い様で、之れが施行前には相當其施行を要望したのに對し、實施後は其期待に反する事が多かつた爲め反つて之れを怨んだとの事であります。

昭和九年二月九日講演（金曜日）





終

